受付印

給与支払報告に係る個人住民税の特別徴収の猶予申請書

小樽市長あて

令和　　年　　月　　日提出

特別徴収義務者指定番号

給与支払者の名称又は氏名	㊞	担当者	所属課係名
			氏　　名
所在地又は住（居）所			電話番号

給与支払報告書の提出にあたり、個人住民税の特別徴収については、次に示す理由により、早期に開始することが著しく困難であるため、開始時期の猶予について、申請します。

猶予の申請をする理由
□ 電算システムの導入又は改修を予定しており、期間を要するため。
□ その他（以下に理由の詳細を記載してください。）

切り取り線

【給与支払報告に係る個人住民税の特別徴収の猶予申請書について】

住民税は、原則、特別徴収により納めていただくことになります。しかし、特別徴収に対応する電算システムの改修等に時間を要する等の理由により、すぐに特別徴収を実施できない場合は、「給与支払報告に係る個人住民税の特別徴収の猶予申請書」（以下、「猶予申請書」といいます。）に必要事項を記入のうえ、給与支払報告書に添付して提出していただくことで、特別徴収義務者の指定を猶予いたします。

【注意事項】

1　この猶予申請書は、事業所全体として個人住民税の普通徴収を希望する場合に提出してください。

2　この申請書を提出するときは、**必ず給与支払報告書と一緒に**提出してください。

3　この猶予申請書は、**その年ごとに提出が必要**です（困難理由が解消されるまで複数年を要する場合も毎年の提出が必要です）。

4　従業員数が少ないことや、経理担当者様の業務繁忙等を理由として特別徴収を行わないことは、原則、認められておりません。

5　eL-TAXにより提出する場合は、この猶予申請書を別途郵送してください。